

リビングプロテクト総合保険 改定のご案内

2021年1月1日以降始期用

平素はチャブ保険の火災保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社では、自然災害の発生状況を踏まえ、保険料水準の見直しを行うとともに、商品を改定いたしました。

主な変更点をご案内いたしますので、ご継続にあたりご確認ください。

<概要>

● 保険料率の改定

- 前回の改定（2019年10月1日付）では、2016年度までの保険統計データに基づいた参考純率※の改定を受け、保険料率の引き上げを行いました。その後2018年度までに発生した自然災害（風水災）の影響も踏まえて、改めて保険料率を見直しました。

※参考純率は、損害保険料率算出機構が算出した、保険会社が保険料率を決める際の基礎とする参考数値です。

※損害保険料率算出機構は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された、損害保険会社を会員とする団体です。

● 補償内容の改定

1. 次の特約・補償条項における被保険者の範囲を変更しました。

- 賠償責任・修理費用補償特約 <個人賠償責任> <借家人賠償責任> <修理費用>
- 事故被害者弁護士費用補償特約

下記の新旧対比においては、<個人賠償責任>を一例として説明しています。

<個人賠償責任>の例

“日本国内居住”の条件を追加し、「同居の親族」および「別居の未婚の子」について、“生計同一”の条件を廃止いたしました。

改定前	改定後
① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者） ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族 ④ 本人またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人	- 日本国内に居住する ① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者） ② 本人の配偶者^{（注1）} ③ 本人またはその配偶者^{（注1）}の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者^{（注1）}の別居の未婚^{（注2）}の子 ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人 注1：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 注2：これまでに婚姻歴のないことをいいます。

なお、改定後の特約・補償条項ごとの被保険者の範囲は次のとおりです。

※ストーカー行為等対策費用、賃借・引越し費用については変更はありません。

● 個人賠償責任

日本国内に居住する

- ① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者）
- ② 本人の配偶者^{（注1）}
- ③ 本人またはその配偶者^{（注1）}の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者^{（注1）}の別居の未婚^{（注2）}の子
- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^{（注3）}

ただし、責任無能力者は含まないものとします。

● 借家人賠償責任

保険証券記載の被保険者

※借用戶室について転貸借契約がある場合には、
転貸人または転借人を含みます。

● 修理費用

- ① 本人（保険証券の被保険者欄に記載の者）
- ② 本人の配偶者^{（注1）}
- ③ 本人またはその配偶者^{（注1）}の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者^{（注1）}の別居の未婚^{（注2）}の子
- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^{（注3）}

ただし、責任無能力者は含まないものとします。

● 事故被害者弁護士費用

日本国内に居住する

- ① 本人（保険証券の本人欄に記載の者）
- ② 本人の配偶者^{（注1）}
- ③ 本人またはその配偶者^{（注1）}と生計を共にする同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者^{（注1）}と生計を共にする別居の未婚^{（注2）}の子
- ⑤ ②から④まで以外の本人の同居人^{（注3）}

● ストーカー行為等対策費用

保険証券の本人欄に記載の者およびその配偶者^{（注4）}ならびにこれらと生計を共にする同居の親族

● 賃借・引越し費用

保険証券のこの特約の被保険者欄記載の者

注1：婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

注2：これまでに婚姻歴のないことをいいます。

注3：賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。

注4：法律上の配偶者に限ります。

2. 修理費用保険金の支払い対象とならない修理費用の範囲について明確化しました。

改定前	改定後
修理費用保険金支払の対象となる修理費用は、借戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。 ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの	修理費用保険金支払の対象となる修理費用は、借戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。 ① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部 ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室居住者の共同の利用に供せられるもの ③ <u>借用住宅敷地内に所在し、かつ、被保険者が借戸室または借用住宅の貸主から借用する物置、車庫、カーポートその他の付属建物および屋外設備・装置</u>

3. 事故被害者弁護士費用補償特約の弁護士費用等の支払において、日本弁護士連合会リーガル・アクセス・センターの「弁護士費用保険における弁護士費用の保険金支払基準」に基づく支払限度額の基準を定めました。

このことにより、弁護士費用等の合計額が保険証券記載の保険金額以内の場合であっても、着手金、報酬金、時間制報酬、手数料、日当、その他の費用の項目ごとの支払限度額を超える金額については自己負担となります。

※対象となる費用や項目ごとの支払限度額の詳細は、チャブ保険ホームページ (<https://www.chubb.com/jp-yakkan>)、「リビングプロテクト総合保険 ご契約のしおり(普通保険約款・特約集) 2021 年 1 月 1 日以降保険始期契約」をご参照ください。

〈参考〉 前回の商品改定(改定日: 2019 年 10 月 1 日)の概要

今回ご案内するご継続契約の商品内容は、今改定(改定日: 2021 年 1 月 1 日)に加え、下記の改定内容(改定日: 2019 年 10 月 1 日)が反映されています。

改定項目	改定前	改定後
1. 臨時費用保険金の支払要件と支払割合	盗難、不測かつ突発的な事故は保険金の支払対象外(支払割合: 損害保険金の 30%)	盗難※、不測かつ突発的な事故も保険金の支払対象 ※通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難を除きます。 (支払割合: 損害保険金の 20%)
2. 残存物取片づけ費用保険金の支払要件	盗難、不測かつ突発的な事故は保険金の支払対象外	盗難※、不測かつ突発的な事故も保険金の支払対象 ※通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難を除きます。
3. 持ち出し家財の損害	一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建築物内において所定の事故で損害が生じたときに補償	廃止
4. 損害保険金支払による保険契約の終了の要件	「損害保険金」または「引越し中家財損害保険金」の支払額が、1 回の事故につき保険金額の 70% を超えた場合	「損害保険金」または「引越し中家財損害保険金」の支払額が、1 回の事故につき保険金額の 100% になった場合
5. 特別費用保険金	上記 4 により保険契約が終了した場合に損害保険金の 10% をお支払い	廃止
6. 携行品損害補償特約	保険証券記載の建物から日本国内外に一時的に持ち出された家財に偶然な事故により損害が生じたときに補償	廃止(セットできません。)

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険)

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山

www.chubb.com/jp

CHUBB®

2020年10月版
LHD5641-01-202010 L2010466